

平成23年10月31日
北九州市保健福祉局

(仮称) 第三次北九州市高齢者支援計画
【試案】

各論 3 - 1

〔基本目標3〕

住み慣れた地域で安心して暮らせるまち（1）

（※ 地域包括支援分科会）

1 基本的な考え方

少子高齢化や核家族化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政はもとより、地域で暮らす全ての人々が互いに支え合い、助け合う地域づくりを進める必要があります。このため本市では、まちづくりの重点課題として、支援の必要な人を地域で支え合うネットワークづくりを進めてきました。

しかしながら、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人と人との結び付きが次第に希薄になる中で、住民主体の見守り活動などについても、地域ごとに様々な課題があり、担い手不足や困難事例への対応などの悩みを抱えています。

こうした現状を踏まえ、これまで培ってきた見守り・支え合いの仕組みを活かしながら、地域住民と、保健・医療・福祉関係者やNPO・ボランティア団体、民間企業など多様な活動主体との連携を強め、地域のネットワークの更なる拡充に取り組めます。

また、市民に身近な相談窓口である地域包括支援センターを中心として、一人ひとりの高齢者の状況にあわせたサービス・支援の総合的な提供を図るとともに、いのちをつなぐネットワーク事業の充実や地域の防災体制の強化、生活環境の向上に取り組む、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

2 第二次支援計画の主な取り組み

(1) 高齢者にわかりやすい仕組みづくり

地域包括支援センターへの相談件数は年々増加し、平成22年度には月平均18,000件となっています。センターでは、相談者の状況に応じて地域に出向いて相談対応を行う“出前主義”を徹底するとともに、関係機関との調整を図り、増加する処遇困難な高齢者支援に取り組ましました。

また、各区役所で無料の法律相談を行う「あんしん法律相談」や、介護保険施設に相談員を派遣し相談を受ける「介護サービス相談員派遣事業」など、様々な相談窓口を設け、高齢者やその家族に対する相談機能の充実を図っています。

(2) 地域における安全安心の確保

「いのちをつなぐネットワーク事業」では、民生委員や関係機関等との連携を強化し、既存の地域におけるネットワークや見守りの支援の充実・強化を図って

います。また、「市営住宅ふれあい巡回事業」や、消防団員による「いきいき安心訪問」など訪問による高齢者の見守りを行うとともに、「緊急通報システムの設置」など、様々な見守り活動を進めました。

高齢者を含むあらゆる人が気軽に外出できるための環境整備としては、路線バスがない地区の交通手段の確保する「おでかけ交通」の運行や、道路、公共施設のバリアフリー化を進めています。

災害に備えた要援護者の支援については、要支援者避難支援プランづくりのための実態調査や自主防災組織の指導を行い、防災・防犯対策を推進しました。

(3) 高齢者を支えるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の連携強化を進めるため、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の定着に向けた啓発活動や、地域リハビリテーション支援体制の確立にむけた取り組みを行いました。また、保健・福祉と医療サービスの連携による認知症ケア体制の強化を進めています。

そのほかにも、介護保険サービスとあわせて、「訪問給食サービス」や「おむつ給付サービス」等、高齢者を支える様々な在宅サービスの提供を実施しました。

3 現状と課題

(1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制

地域包括支援センターについては、高齢者の総合相談窓口としての周知が進む中で、相談件数が年々増加しています。

こうした中で、処遇の困難な事例への対応や、介護事業者との連携を円滑に進めるため、平成23年度に体制を一部見直し、地域包括支援センターの相談機能を維持したうえで、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士の活動拠点を統括支援センターのある区役所に集約しました。

今後も高齢化の進行にともない、支援の必要な高齢者に関する相談も更に増加し多様化するものと見込まれます。このため、三職種チームアプローチによる支援や、統括支援センターによるバックアップ、区役所内の関係部署との連携を強化し、高齢者や家族介護者に対する相談・支援体制の更なる充実を図る必要があります。

(2) 地域における見守りネットワークの充実

地域のネットワークを充実させるための取組みであるいのちをつなぐネットワーク事業や様々な見守りについては、民生委員や自治会など地域の関係者との連携・協力により、一定の成果をあげています。しかし、さらなる高齢化に伴いそのニーズは増加することが予想され、関係者間の連携がさらに進むよう工夫する必要があります。

高齢者が気軽に外出できる環境整備については、外出支援として、交通手段のない市内4地区で運行されている「おでかけ交通」に支援を行い、その一翼を担っています。また、主要な道路や JR 既存駅のバリアフリー化は目標を達成していますが、その他の公共施設周辺や通学路等の対応が今後の課題となります。

災害時の高齢者支援策としては、平成21年度から23年度の3年間で要援護者避難支援プランづくりを行っています。今後は、継続的な支援にするため、要援護者の情報更新の方法を検討する必要があります。

(3) 高齢者を支える保健・医療・福祉・地域の連携強化

在宅での療養生活を支援する、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つ人の割合は増加しており、市民に定着してきています。また、区を中心とした保健・医療・福祉・地域の関係団体の連携は、地域からの評価の声があり一定の効果が認められますが、活動内容が固定化しているところがあります。

今後も、在宅での療養生活を支援するため、保健・医療・福祉・地域の関係機関のさらなる連携強化が必要です。

4 施策の方向性

【施策の方向性6】身近な相談と地域支援体制の強化（※介護保険分科会と一部分担）

地域の多様なニーズに対応するため、市民に身近な地域包括支援センターなどを中心として、保健・医療・福祉・地域の連携による見守り・相談・支援体制の強化を図ります。あわせて、必要なサービスを円滑に選択・利用できるよう、様々なサービスや制度に関する情報提供の充実に取り組みます。

(基本的な施策1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の強化

高齢者の複雑・多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図り、同センターを拠点とした関係機関の連携を進めるなど、相談体制

の更なる充実を図り、高齢者への支援や介護に関する相談への対応を進めます。

(基本的な施策2) 見守り・支え合いネットワークの充実

支援を必要とする高齢者の孤立を防ぎ、身近な見守り・支援のもとで安心して生活できるよう、「いのちをつなぐネットワーク事業」をはじめ、既存の見守り支援ネットワークを中心に、関係者間の連携を推進し、高齢者の在宅生活を地域社会全体で見守り支える体制の更なる強化を図ります。

(基本的な施策3) 保健・医療・福祉・地域の連携

保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政などが連携しながら、「在宅介護」「認知症対策」「健康づくり」など、様々な課題に主体的に取り組む体制づくりを進めます。あわせて、関係機関の連携のもと、高齢者の在宅からの入院・入所や医療機関、介護施設からの在宅復帰などを円滑に行えるよう取り組みます。

【施策の方向性7】高齢者を支える介護サービス等の充実

(※介護保険分科会と一部分担)

高齢者が、介護が必要な状態になっても地域で生活できるよう、介護保険サービスをはじめとする在宅福祉サービスを提供するとともに、地域に密着した高齢者福祉施設の計画的な整備を進めます。

あわせて、適正な要介護認定や保険給付の提供や、介護サービスなどの人材確保と質の向上に取り組みます。

(基本的な施策4) 在宅生活を支援するサービスの充実 (※介護保険分科会と一部分担)

介護が必要になっても、高齢者が生涯を通して住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険のサービスや地域支援事業など、ニーズに対応した在宅福祉サービスを提供します。

【施策の方向性8】安心して生活できる環境づくり (※介護保険分科会と一部分担)

高齢者が望む暮らしを実現できるよう、医療や介護との連携を進めるとともに、多様な住まいの確保と提供に努めます。

あわせて、安全・安心・快適な生活環境の向上を図るため、道路や公共施設をはじめとする生活空間のバリアフリーとともに、移動手段の確保や防災・防犯対策など、地域の生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

(基本的な施策2) 安心して行動できる生活環境の整備

高齢者を含めた全ての人々が安心して行動できる環境を整えるため、道路や公共施設等のバリアフリー化や公共交通機関の確保などの支援を行います。

あわせて、地域住民との協働のもと、地域の様々な生活課題の解決に向けた取り組みを進めます。

(基本的な施策3) 防災・防犯対策の推進

高齢者の日常生活の安全・安心のため、関係局と協働のもと、災害時の要援護者の避難を支援する仕組みづくりを進めるなど、高齢者の防災・防犯対策に取り組みます。

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | 事業概要 |
|----------------------------|---|
| 身近な相談と地域支援体制の強化 | |
| 地域包括支援センターを中心とした相談支援・体制の強化 | |
| 地域包括支援センター運営事業③ | 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して続けることができるよう、高齢者の保健・医療・福祉に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行います。また、同センターを中心とした地域福祉ネットワークの構築を推進し、高齢者支援の情報や課題を発信します。 |
| 高齢者住宅相談事業 | 各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。 |
| 介護サービス相談員派遣事業 | 介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。 |
| 心配ごと相談所運営委託事業 | 高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、市民センターや生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置します。 |
| 出張所における保健福祉相談機能の充実 | 市民サービスの向上を図るため、曾根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。 |
| 訪問等による介護予防支援事業 | 要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、保健師、看護師、栄養士が訪問などを行い、高齢者の生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な支援を行います。 |
| 見守り・支え合いネットワークの充実 | |
| 市営住宅ふれあい巡回事業 | 市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む65歳以上単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。 |
| いきいき安心訪問の充実 | 女性消防団員が2人1組となって、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火防災に関する指導や、家庭内救急事故の予防指導等を実施することで、火災や重大な事故の発生を未然に防ぐことを目的としています。また、訪問の際に緊急通報システムの設置等も紹介し、有事の際に迅速に対応できるようにしています。 |
| 緊急通報システム事業 | 在宅の高齢者や重度障害者等の家に火災・ガス漏れセンサー、ペンダント等の緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、24時間体制の消防指令センターへ直接通報されます。通報されると同時に消防車や救急車が出動するとともに、地域の協力員による援助を得て救助に当たる等、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。 |

関係事業一覧(案)

順不同・掲載順は計画書の策定の過程で変更あり

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | 事業概要 |
|----------------------|---|
| 高齢者住宅等安心確保事業 | ふれあいむら及び高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者の安否確認や生活相談などを行うため、生活援助員の派遣を行い、高齢者の安心を確保します。 |
| いのちをつなぐネットワーク事業 | 地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を1人でも多く救えるよう、地域と行政の力を結集して、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 |
| 保健・医療・福祉・地域連携システムの推進 | 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。 |

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | | 事業概要 |
|-----------------|----------------------------|---|
| 保健・医療・福祉・地域の連携 | | |
| | 地域リハビリテーション支援体制の確立 | 高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。 |
| | かかりつけ医の普及・啓発 | 身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及・啓発を図っていきます。 |
| | かかりつけ歯科医の普及啓発 | 歯科保健医療は、「食ること」や「話すこと」を通して、生きていく上での基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しており、その普及啓発を行い定着を図ります。 |
| | かかりつけ薬剤師等啓発事業 | 市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、後発医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。 |
| | 認知症の早期発見・早期対応促進事業 | 精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来(認知症についての外来窓口)」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、認知症サポート医、協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。 |
| | 保健・医療・福祉・地域連携システムの推進 | 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。 |
| 新 | 認知症地域支援事業 ※検討中 | 認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療、介護、地域がネットワークを組み、認知症の人へ効果的な支援を行うことが重要です。このため、このネットワークのコーディネーターとしての役割を担う人材の配置を検討します。 |
| 新 | 民生委員関連事業他 | 民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進展や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後、活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。 |
| 新 | 要介護高齢者等の口腔保健医療推進事業 ※検討中 | 要介護高齢者等の口腔健康状態の維持・向上と口腔ケア・食支援にかかる多職種連携を推進するため、ケアマネジャーや介護職等を対象とした研修会や事例検討会の開催を検討します。また、高齢者や家族、介護・医療関係者等に対して普及啓発を図るため、口腔ケア、訪問歯科診療、食支援等に関するリーフレットを作成・配布もあわせて検討します。 |

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | 事業概要 |
|-----------------------------------|--|
| 高齢者を支える介護サービス等の充実 | |
| 在宅生活を支援するサービスの充実 | |
| 日常生活用具給付事業 | 一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の対象になっていない火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付します。 |
| 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業 | 原則要介護3以上と認定された者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。 |
| 粗大ごみ持ち出しサービス事業 | 高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。 |
| 在日外国人高齢者給付金事業 | 年金の受給権を制度上得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。 |
| 介護保険サービスの提供(在宅サービスの提供、施設・居住系サービス) | (介護保険サービスのため、介護保険分科会で検討) |
| 新 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備 | (介護保険サービスのため、介護保険分科会で検討) |
| 新 複合型サービスの整備 | (介護保険サービスのため、介護保険分科会で検討) |

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | 事業概要 |
|-----------------------|--|
| いきいきと生活できる環境づくり | |
| 安心して行動できる生活環境の整備 | |
| バリアフリーのまちづくり事業 | 高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、平坦化、さらには視覚障害者誘導用ブロックの連続設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。 |
| JR既存駅に対する昇降装置整備支援事業 | 高齢者、障害のある人などがJR駅を利用する際の利便性及び安全性の向上のため、既存の駅舎内にエレベーターを設置するなど、今後も継続してバリアフリー化に取り組みます。 |
| 超低床式乗合バスの導入促進 | 高齢者、障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の超低床式バスの導入を促進します。 |
| スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進事業 | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に、安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう、既設トイレの洋式化や手すりの設置など、計画的なユニバーサルデザイン化に取り組みます。 |
| おでかけ交通 | バス路線が廃止になった地区や高台地区等において、高齢者を含む住民の生活交通手段の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、地元の協力体制づくりや一定の採算性の目安を前提に、交通事業者がマイクロバスやジャンボタクシー等を運行します。 |
| ふれあい定期の発行 | 高齢者の外出支援を図るため、年齢が75歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売しています。 |
| 新 地域カルテづくり事業 | 地域が抱える課題の解決に向けて、住民が参加するワークショップ等の開催により、地域情報や課題解決のアイデア等を盛り込んだ地域カルテを作成します。 地域カルテづくりを通じて、住民による地域の課題や地域資源の共有化、課題解決のための処方箋づくりや優先順位の決定、それに基づく具体的な取組みのきっかけづくりを行います。 |
| 住民主体の地域づくり | 住民主体の地域づくりを一層促進するため、より多くの地域団体の参画や地域課題に対応した組織になるよう、部会を設置・再編するなど、「まちづくり協議会の組織充実」を図るとともに、「地域総括補助金の導入」等、地域づくりに取り組むまちづくり協議会を支援します。 |
| 校区まちづくり支援事業 | 住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり協議会を中心に地域が一体となって取り組むまちづくり計画の策定、地域課題の解決を図る活動やまちづくり協議会の運営を支援します。 |

関係事業一覧(案)

順不同・掲載順は計画書の策定の過程で変更あり

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | | 事業概要 |
|-----------------|-------------------------------|--|
| | まちづくりステップアップ事業 | 市民が、主体的に取り組む地域の特性を活かした活動や団体相互の連携、企業・行政等との協働による新たなまちづくりの活動を支援することにより、本市における市民主体のまちづくりを推進します。 |
| 新 | 地域に役立つ公園づくり | 計画段階から地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した公園整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。具体的には、小学校区を一つの単位として、まちづくり協議会を中心とする地域住民と協働で校区内にある街区公園の再整備計画を策定し、整備を行います。 |
| 新 | 安全・安心対策緊急総合支援事業(都市公園のバリアフリー化) | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安全に安心して快適に公園を使用できるために、段差の解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行い、施設利用の安全性及び利便性の向上を図ります。 |

| 第三次高齢者支援計画掲載事業名 | 事業概要 |
|--------------------------|---|
| 防災・防犯対策の推進 | |
| 災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進 | 風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など(災害時要援護者)への情報の伝達や避難を支援する体制づくりを地域コミュニティ(市民防災会・福祉関係者)と行政の協働で推進します。また、平時の見守りなどを通じた情報の更新などにより、災害時の的確な支援を推進します。 |
| 住宅防火対策の推進 | 住宅火災での高齢者・障害者等の死亡率が高いことから、各種媒体や行事等あらゆる機会を通して住宅からの出火防止のための広報を行っています。また、市内全108隊の消防隊が高齢者宅等を直接訪問して、防火指導等を行うことで、火災による死者数の低減と出火危険の排除を推進します。 |
| 福祉施設等の防火安全対策 | 平成18年に長崎県の高齢者グループホームで火災が発生し、消防法施行令の一部が改正されました。本市においても、高齢者が安全に安心していきいきと生活できる環境づくりを実現するため、消防局は「社会福祉施設の防火安全指導指針」に基づき、高齢者等の自力避難困難者が入所する施設における防火安全対策を推進していきます。 |
| 地区安全担当制度事業のさらなる推進 | 市民の防災に関する関心と参画意識を高め、消防と地域住民が連携・協力して地域の防災力を高める取り組みを推進します。具体的には、地域の防災訓練の指導や支援、地域会議に参加して地域住民と意見交換を行うなど、地域とともに防災のまちづくりを行う事業です。 |
| 高齢者に対する救急対策事業 | 突然の病気や怪我等により傷病者が発生した場合に、傷病者のそばにいる市民が適切な応急手当を行うことで、傷病者の救命効果は向上します。そのため、消防局では応急手当普及啓発事業を行っており、特に高齢者の安全と安心を確立するため、現に就業しているホームヘルパーなどに対して、応急手当講習を実施しています。 |
| 高齢者に対する予防救急の普及啓発 | 救急隊の出動した事案を集計・調査・分析し、家庭内やその周辺で発生した事故の傾向や注意すべき箇所等をまとめた「家庭内で起きた事故の分析結果」を作成しています。特に高齢者の家庭内での事故を未然に防止するため、各種講習の資料として用いるほか、ホームページに掲載し、広く資料提供しています。 |
| 高齢者交通安全の推進 | 第8次北九州市交通安全計画において、「高齢者の安全確保」を視点の1つとして定め、四季の交通安全運動を中心とした広報啓発活動を行い、高齢者の交通安全意識の高揚や交通安全知識の浸透を図ります。また、事故実態に応じた交通安全指導、調剤薬局を通じての「高齢者交通安全アドバイス事業」を実施します。 |
| 高齢者に対する消費者被害対策の推進 | 高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、高齢者への啓発を行うとともに、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。 |